

問3 「形態・意匠」

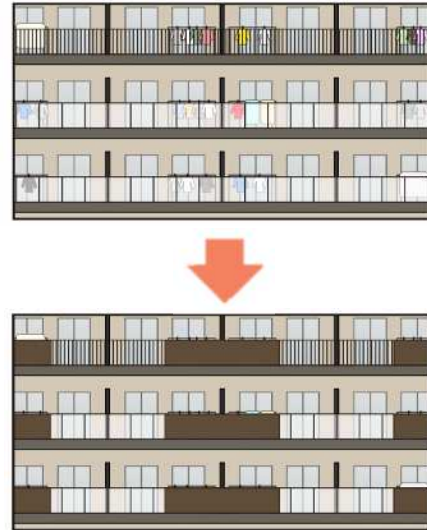
景観重要道路側は、壁面の分節化や開口部・バルコニーの形態・意匠を工夫するなど、単調にならないように配慮する。



出典：世田谷区風景づくりの手引き

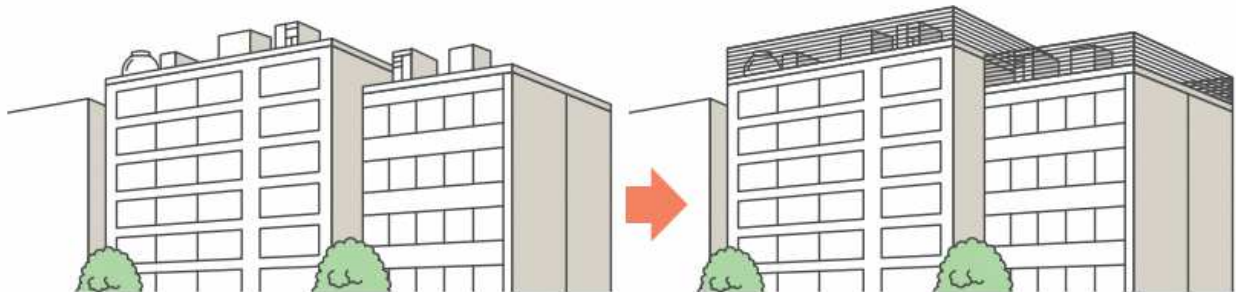
問3 「形態・意匠」

景観重要道路側にバルコニーを設ける場合は、景観重要道路から物干しや室外機などが見えないように努める。



問3 「形態・意匠」

屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。または、ルーバー（目隠し）等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。

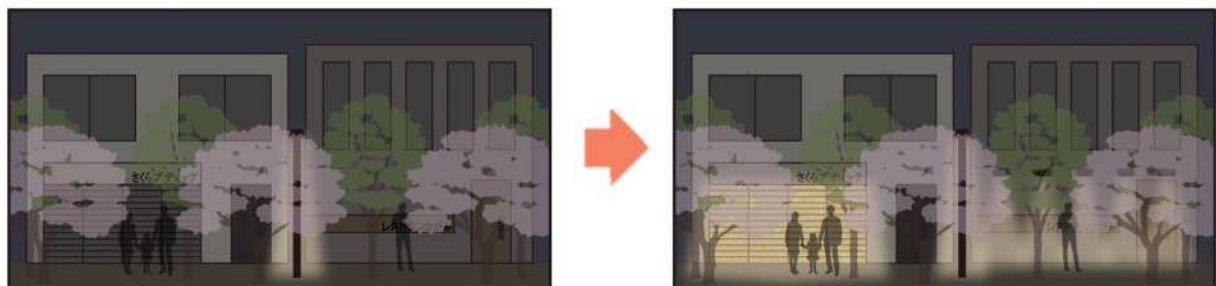


出典：仙台市青葉通街並み形成ガイドライン

問3 「照明」

夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に努める。

店舗では、ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど、適度にぎわいを演出できるように努める。



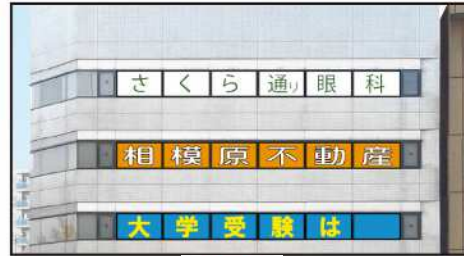
問3 「その他」

交差点など視線が集まりやすい場所に面する建築物等は、形態・意匠や色彩などを工夫し、魅力ある景観形成に努める。



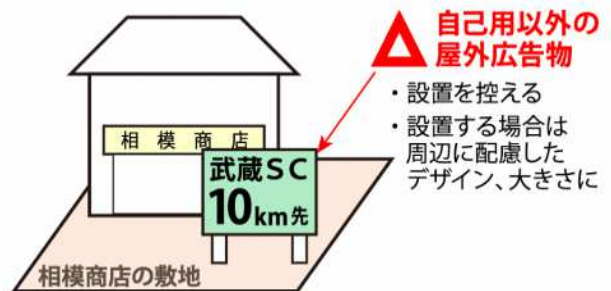
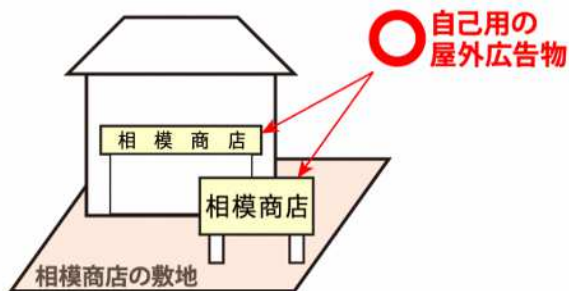
問3 「その他」

建築物の景観重要道路に面する部分は、窓面看板(屋外から設置するものは除く。)の設置により通りの街並みを阻害しないように配慮する。



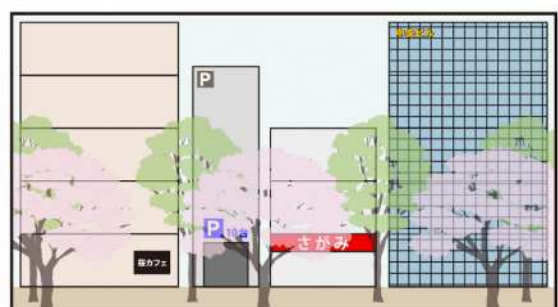
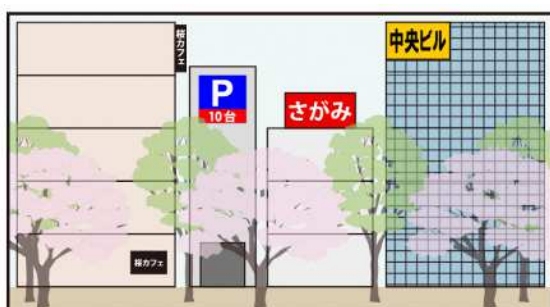
問9 「共通事項」

自己用以外の屋外広告物の設置は控えるとともに、設置する場合は単に目立つものにならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとするよう努める。



問9 「壁面利用広告物」「壁面突出広告物(そで看板)」「広告塔・広告板」

さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。



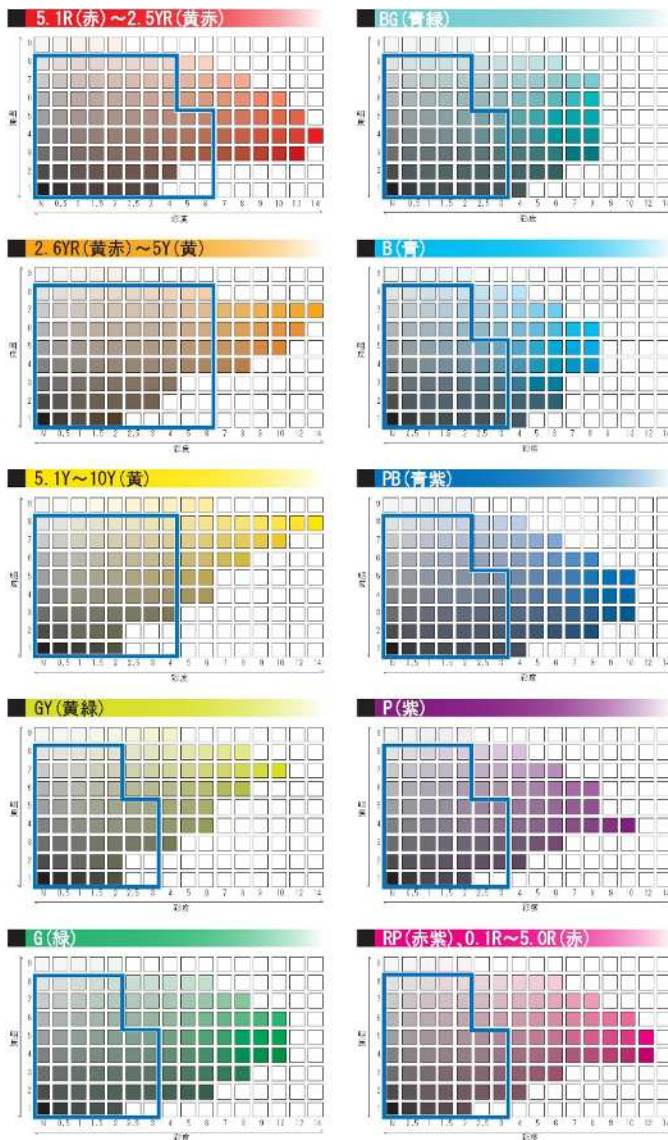
問3 「色彩」

屋根の色彩は、建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。

別表1 建築物の屋根の色彩の行為制限

行為の制限							
色調	明度の区分	色相ごとの彩度区分					
		0.1R~5R	5.1R~2.5YR	2.6YR~5.0Y	5.1Y~10Y	GY~G~BG~B~PB~P~RP	
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える

: 使用できない範囲



凡例
 建築物の屋根の基調色として使用可能な色彩の範囲

色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）によります。

修正マンセル表色系では色彩を[色相(いろあい)I明度(あかるさ)I彩度(あざやかさ)]という3つの属性の組み合わせによって表現します。

問3 「色彩」

外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないように周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。

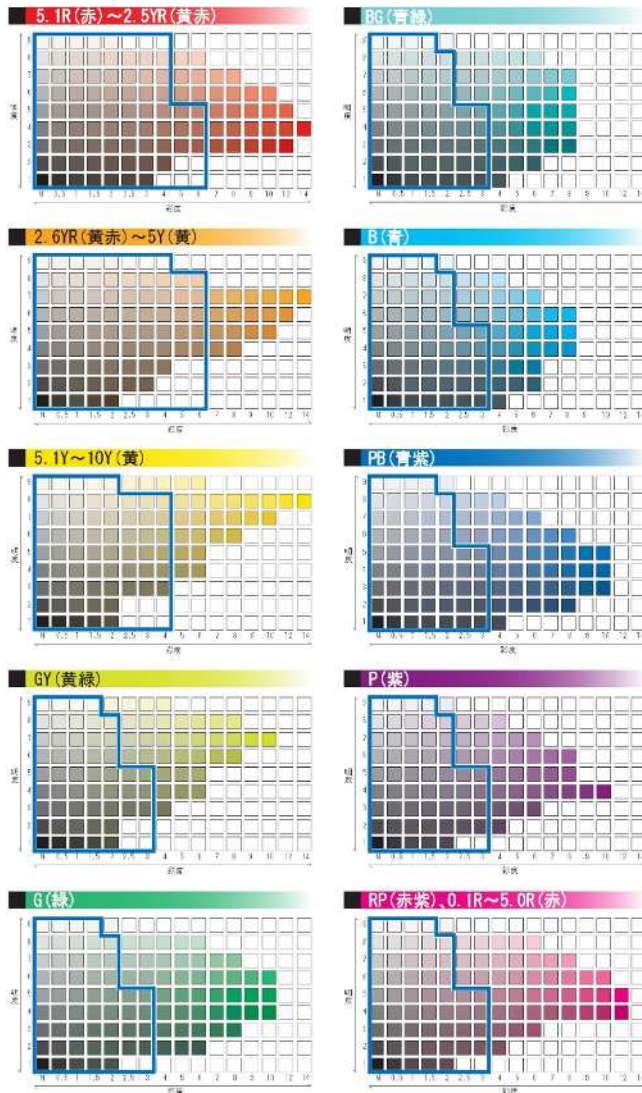
問4 「色彩」

基調色は、周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。

別表2 建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限

行為の制限			色相ごとの彩度区分				
色調	明度の区分	明度の区分	色相ごとの彩度区分				
			0.1R~5R	5.1R~2.5YR	2.6YR~5.0Y	5.1Y~10Y	GY~G~BG~B~PB~P~RP
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える

: 使用できない範囲



凡例
 建築物の外壁・工作物の基調色として使用可能な色彩の範囲

色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）によります。

修正マンセル表色系では色彩を[色相(いろあい)I明度(あかるさ)I彩度(あざやかさ)]という3つの属性の組み合わせによって表現します。